

## 岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）特記仕様書

本工事は、岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）（以下「週休2日工事」という。）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）実施要領」に基づき実施するものとする。

### 1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「週休2日」とは、対象期間において、原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所とすることをいう。ただし、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う場合は、国民の祝日、夏季休暇及び年末年始休暇以外で振り替えできるものとする。
- (2) 「対象期間」とは、施工開始日から施工完了日までとする。（準備・準備工・片付期間、工場制作のみを実施している期間は除く。）なお、対象期間内には、休日である土・日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。
- (3) 「施工開始日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事看板設置、測量・墨出し作業等を除く。）を開始する日とする。
- (4) 「施工完了日」とは、工事目的物の施工に係る現場作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とする。
- (5) 「完全閉所」とは、事務的作業を含む、工事現場における全ての作業を中断することをいう。
- (6) 週休2日工事の「週休2日の達成」とは、対象期間における土・日曜日の日数と等しい休日である土・日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保した場合をいう。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、施工計画書の提出時に、休日を明示した「休日等取得計画・実績表」を作成し、監督員に提出するものとする。（別紙1参照）
- (2) 受注者は、地元条件や天候等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。なお、振替日は、作業を行う土・日曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に設定するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等で現場に掲示するものとする。（別紙2参照）

### 3 実施報告

- (1) 受注者は、「休日等取得計画・実績表」に休日の取得実績を記入し、毎月初めに工事履行報告書に併せて監督員に提出しなければならない。（別紙3参照）
- (2) 受注者は、前項の休日の取得実績が確認できる書類（工事日報、出勤簿等）を併せて提示し、監督員の確認を受けなければならない。

### 4 積算方法

発注時に週休2日工事の補正係数を労務費等、各経費に乗じたうえで許容価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして減額変更するものとする。

積算方法及び補正係数は別添資料1「週休2日工事（発注者指定型）の積算方法及び補正係数について」に示す。

### 5 工事成績評定における評価

対象期間において週休2日を達成した場合、工事成績評定において監督員及び総括監督員の評価項目である「工程管理」の「その他」の項目で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合においても減点を行わない。

### 6 履行証明書

週休2日工事を達成し、工事完成検査に合格した受注者に対しては、受注者から請求があった場合、週休2日工事履行証明書を発行する。（別紙4参照）

### 7 その他

「岡山市水道局週休2日工事（発注者指定型）実施要領」については、岡山市水道局ホームページを参照するものとする。